

税理士の出廷陳述権

. 出廷陳述権とは

「訴訟が提起された税務に関する処分につき、裁判所の許可を得ずして当事者または訴訟代理人と共に裁判所に出頭して陳述する権利をいう」（行政改革推進本部規制改革委員会『規制改革についての第2次見解』178頁・平11.12.14）。

. 弁理士制度における補佐人

弁理士法

第5条 弁理士は、特許、実用新案、意匠若しくは商標、国際出願若しくは国際登録出願、回路配置又は特定不正競争に関する事項について、裁判所において、補佐人として、当事者又は訴訟代理人とともに出頭し、陳述又は尋問をすることができる。

(第2項略)

弁理士法の補佐人は民事訴訟法でいう補佐人を前提としているものと解される。

. 民事訴訟法における補佐人

民事訴訟法

(補佐人)

第60条 当事者又は訴訟代理人は、裁判所の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

2 前項の許可は、いつでも取り消すことができる。

3 補佐人の陳述は、当事者又は訴訟代理人が直ちに取り消し、又は更正しないときは、当事者又は訴訟代理人が自らしたものとみなす。

. 税理士の出廷陳述権

税理士の出廷陳述権とは、税務訴訟において裁判所の許可を受けることを要しない補佐人として出廷し陳述できる制度のことであり、税務の専門家たる補佐人であるところに一般の補佐人とはその意義が異なる。

. 税理士の税務争訟への関与

税理士は、行政上の救済制度である異議申立てや審査請求については、納税者の代理人としてその使命を積極的に達成しており、救済率についても相当の効果を上げている。

しかしながら、司法上の租税救済制度である税務訴訟になると、税理士は納税者の代理人として法廷での活動はできず、その時点から弁護士に依頼することになり、間接的にしか関与できなくなって、結果的に、効果的な支援に支障を来すこととなる。

. 税理士の税務訴訟における支援活動

税理士は訴訟代理人及び当事者と密接な意思疎通を図りつつ、できるかぎり効果的な支援を行うため、可能なかぎりその職務を遂行してきた経緯がある。

. 現行の補佐人制度の限界

現行の民事訴訟法のもとにおいては、補佐人の許可申請が却下された事例もあり（平7.8.18 京都地裁決定、なお原告が補佐人の許可申請を行った場合には、被告（国・税務署側）は補佐人の申請の却下を求めて反論を行うのが通例である）、実際に補佐人として許可されるかどうか当事者にとっては非常に不安定である。

また、裁判所の許可以前の問題として、そもそも弁護士が税理士を補佐人に申請することに消極的である。

. 税理士は本来

- イ 争いの対象となった申告書自体が、その関与している税理士によって作成されたものであることから、その関与税理士自身が争点を最もよく理解している。
- ロ 税理士は日頃からその依頼者と密接に関与しているので、その依頼者の実態をもっともよく熟知している。
- ハ 税理士は、税務の専門家であり、その依頼者の申告等に関係する税法については、特に精通している。
- ニ 税理士は、異議申立てや審査請求を行う際にも、過去から蓄積した経験則や専門知識を最大限に活用しながら税務行政庁と対応してきた。

. 税理士に対する出廷陳述権の必要性

税務訴訟において、税理士が補佐人として依頼者（納税者）に代わって陳述を行い、依頼者を安心させることによって、適正な納税義務を実現することができる。

したがって、裁判所の許可を要しないで補佐人として訴訟代理人や当事者の期待に応え、いつでも法廷に出廷し、陳述できるように制度化すべきである。